

航空保安業務処理規程第5管制業務処理規程の一部改正について

1. 背景

航空保安業務処理規程(昭和 42 年空総第 130 号)第5管制業務処理規程(以下「管制業務処理規程」という。)は、航空交通管理管制官及び航空管制官が航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 96 条等に規定されている管制業務及びこれに関連する業務を実施するにあたって準拠すべき基準その他の事項を定めることを目的とするものである。

今般、管制業務処理規程に関して以下の改正を行う。

2. 改正事項

○ 滑走路における摩擦係数の測定要件の廃止に伴う改正

滑走路における摩擦係数の測定は、空港運用業務指針(平成17年9月9日付国空用第124号)に基づき、航空機移動区域に積雪又は凍結がある場合に、滑走路面状態評価等の参考情報として我が国独自に実施されている。今般、運航者等の意見を踏まえ検討を行った結果、国際基準に準拠し、滑走路における摩擦係数の測定と同測定値の提供の廃止について確認がなされたため、本空港運用業務指針が改正された。これに伴い、管制業務処理規程について所要の改正を行う。

具体的には、航空管制官が航空機に提供する滑走路面状態に関する情報から、摩擦係数の測定結果に係る項目を削除する。

○ その他所要の改正

3. 今後のスケジュール

施行日:令和5年 11 月2日